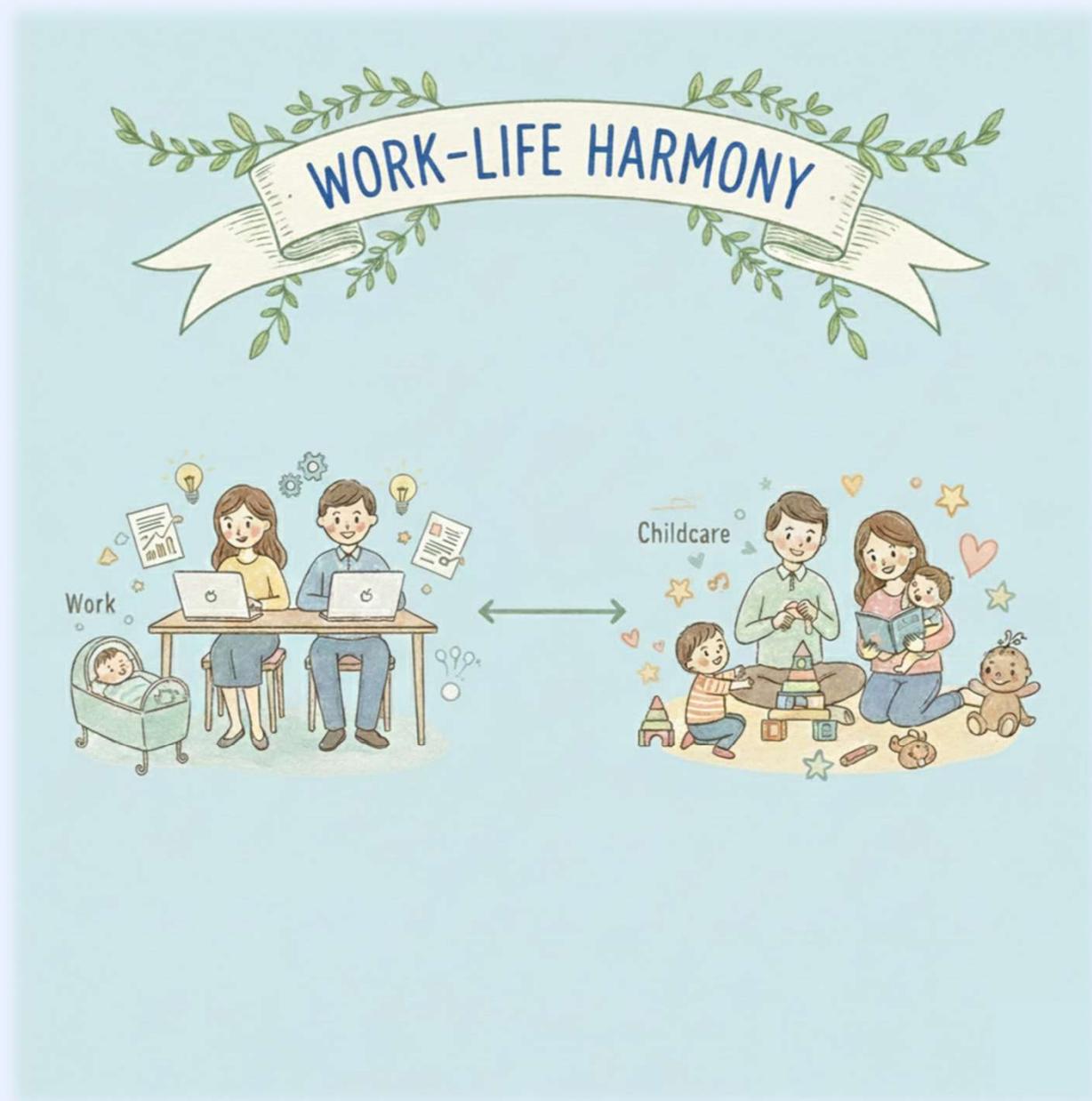


仕事と育児の両立を進めよう！

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を講じています。

非常勤職員



同居する小学校就学前の子を養育する職員を対象とした制度

育児時間



所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日の勤務時間数が5時間45分以上6時間以下となるまでの範囲で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分単位として取得できます。
※1日の勤務時間が6時間を超える日に限る

期間:同居する子の小学校就学までの期間

超過勤務及び休日勤務の免除又は制限



超過勤務及び休日勤務の免除又は制限することを請求できます。
※事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります

期間:1回の請求につき1か月以上1年以内の期間

深夜業の免除



午後10時から午前5時までの深夜業を制限することを請求できます。
※事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります

期間:1回の請求につき1か月以上6か月以内の期間

申出期限:開始の日の1か月前まで

同居する小学校就学後の子を養育する職員も対象とした制度

子の看護等休暇

内 容: 小学校第3学年修了前の子を養育する場合、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで、
子の世話等のために、休暇が取得できます(時間単位の休暇も可)。
対 象: 小学校第3学年修了前の子を養育する職員
給 与: 無給休暇扱い



事 由:

- ・ 負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話
- ・ 疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受けさせるための当該子の世話
- ・ 感染症の予防のための学校の休業又は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、若しくはかかるおそれのある児童生徒等に対する出席停止に伴う当該子の世話
- ・ 保育所等その他の施設又は事業における前項に準ずる事由に伴う当該子の世話
- ・ 当該子の入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加

短時間勤務中には、給付の支給があります

育児時短就業給付

【令和7年4月～】



制度の内容

2歳未満の子を養育するために時短勤務を実施し、受給資格を満たしていれば、原則として時短勤務中に支払われた賃金額の**10%**の育児時短就業給付を受けることができます。

仕事と育児の両立に関する意向調査

復帰後の勤務時間や両立支援制度の利用希望など、より具体的なお事情や希望を伺うための調査です。仕事と育児の両立の支障となるような個別の事情の改善に資することがあれば、以下によりお知らせください。



オンライン回答はこちらから

- 以下の勤務条件や両立支援制度等について、希望の条件や利用期間があれば記載してください。

<両立支援制度等の利用期間>

育児休業	
育児時間	
超過勤務及び休日勤務の免除又は制限	
子の看護等休暇	
その他	

【その他、仕事と育児の両立に資する就業の条件について、希望すること(その理由)】

- 障害のある子や医療的ケアを必要とする子を養育している場合や、ひとり親である等の場合であって、仕事と育児の両立に資する就業の条件について希望することがあれば、こちらに記載してください。

【提出日】 年 月 日

【提出者】 所属：
氏名：

支援制度早わかり一覧表

制度分類	制度	主な内容	対象期間/日数	申出期限
両立支援	育児時間	勤務時間の短縮	小学校就学まで	1か月前
	時間外・休日労働の制限	残業の制限・免除	1か月～1年	1か月前
	深夜業の免除	午後10時～午前5時の勤務を制限	1か月～半年	1か月前
	子の看護等休暇	子の世話のための休暇	年5日(10日)	-

※1日の勤務時間が6時間を超える日に限る